

○電波法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>一 一〇三 (略)</p> <p>二 二・三 (略)</p> <p>四 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる周波数の電波を使用するものであつて、総務大臣が別に告示する用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力に適合するもの(以下「特定小電力無線局」という。)</p> <p>(1) 一〇三 (略)</p> <p>(12) 九五〇MHzを超え九五八MHz以下の周波数</p> <p>(13) 一〇三 (略)</p> <p>三 一〇三 (略)</p>	<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>一 一〇三 (略)</p> <p>二 二・三 (略)</p> <p>四 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる周波数の電波を使用するものであつて、総務大臣が別に告示する用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力に適合するもの(以下「特定小電力無線局」という。)</p> <p>(1) 一〇三 (略)</p> <p>(12) 九五〇MHzを超え九五六MHz以下の周波数</p> <p>(13) 一〇三 (略)</p> <p>三 一〇三 (略)</p>
<p>(登録の対象とする無線局)</p> <p>第十六条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一〇七 (略)</p> <p>八 <u>設備規則第五十四条第五号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局</u></p>	<p>(登録の対象とする無線局)</p> <p>第十六条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一〇七 (略)</p>
<p>(登録局の無線設備の規格)</p> <p>第十七条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一〇七 (略)</p> <p>八 <u>設備規則第五十四条第五号に規定する技術基準</u></p>	<p>(登録局の無線設備の規格)</p> <p>第十七条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一〇七 (略)</p>